

1. 車体区分の考え方

当会会員の製造している車両は多岐にわたるため、生産台数を集計するにあたり、以下の車体区分を決めた。

なお、この車体区分は各部会に対応している。

車体区分	考え方
特装車	特定の目的のために特別な機械/装置を取り付け、これを自動車のエンジンあるいは別に搭載したエンジンなどで駆動する車両のうち、生産台数が多い車両
特種車	国土交通省通達による特種用途自動車のうち、特装車以外の生産量が比較的少量の車両
トラック	荷室がパネルで覆われていない貨物車
バン	荷室がパネルで覆われている貨物車
トレーラ	フルトレーラ、セミトレーラなどの被牽引車
バス	大型、中型、小型などの乗合自動車(乗車定員11人以上)
乗用車/商用車	生産委託を受けている乗用車や商用車(ボンネットトラックやライトバンなど)

2. 車体の大きさ分類

区分	基準外	大型	中型	ライト	小型	乗用車	軽自動車
特装車	基準外シャシ使用のもの	最大積載量5 ^t 以上のもの	最大積載量2 ^t を超え5 ^t 未満のもの		最大積載量2 ^t 以下のもの		軽自動車
特種車	トラックベース車	同上	最大積載量4 ^t 以上5 ^t 未満のもの	最大積載量2 ^t を超え4 ^t 未満のもの	同上	乗用車	同上
	バス・乗用派生ベース車	全長10mを超えるもの	全長7mを超え10m以下のもの	全長4.7mを超え7m以下のもの	全長4.7m以下のもの	同上	同上
トラック		最大積載量5 ^t 以上のもの	最大積載量2 ^t を超え5 ^t 未満のもの		最大積載量2 ^t 以下のもの		同上
バン		同上	同上		同上		同上
トレーラ	基準内	保安基準の規定内の車輛					
	基準外	保安基準の規定外の車輛					
バス		9m以上、又は定員50人以上のもの	大型、小型以外	小型Ⅰ 全長7m以下、全幅2.3～2.5m程度のもの	小型Ⅱ 全長7m以下、全幅2.0m程度のもの	コミュニーター 小型Ⅱ以下の車体寸法で乗車定員11名以上のもの	
乗用車・商用車	車両の形状で分類する						